

(制度名：関西国際空港特定事業に係る空港用地造成等)

航空局空港部
関西国際空港・中部国際空港監理官

1. 制度の概要

- ・ 関西国際空港特定事業に係る空港用地の造成
- ・ 造成した空港用地の関西国際空港株式会社への貸与及び譲渡

2. 指定、登録等の基準

関西国際空港株式会社法（昭和59年法律第53号）

（指定造成事業者）

第七条の二 前条第一項第一号の規定による指定は、次の要件を備える法人の申請があつた場合において、行うものとする。

- 一 申請者が会社及び地方公共団体が出資した法人であつて特定用地造成事業を行うことを目的とするものであること。
- 二 申請者が特定用地造成事業を行うことについて適正かつ確実な計画を有すると認められる者であること。
- 三 申請者が特定用地造成事業を行うことについて十分な経理的基礎及び技術的能力を有すると認められる者であること。

3. 指定、登録等を受けた法人

法人等の名称	指定等の時期	法人の連絡先	指定、登録の理由等
関西国際空港 用地造成株式会社	平成8年 6月	大阪府泉佐野市泉州空港 北1番地 航空会社北ビル 3F 072-455-4700	2に記載した指定基準を満たすため。

4. 指定、登録等の基準に対するよくあるお問い合わせと回答

特になし

5. 指定、登録等に係る事務・事業の料金等とその積算根拠

指定造成事業者が行う事業は、特定事業に係る空港用地の造成及び処分を行うものであり、料金徴収を伴うものではない。

6. 指定、登録等に係る事務・事業についての見直し結果（平成20年9月1日現在）

関西国際空港用地造成株式会社が行う事務・事業は、「国からの指定等に基

つき特定の事務・事業を実施する法人に係る規制の新設審査及び国の関与等の透明化・合理化のための基準（平成18年8月15日閣議決定）」の「1. カ 国等の出資等を受け、特定の施設の設置及び管理を目的として設立された株式会社等が行う事務・事業」に該当するため、指定制度により、その確実な実施を確保するとともに、当該事業者について基準に適合しているかどうか適切に指導・監督していく必要がある。見直しの結果、特段の問題はないが、引き続き法令等に定めた基準に従い、制度の適切な運用に努めていくこととする。

7. 政策評価

平成23年度末までに実施予定